

様

地方振興（地域）事務所長

原木きのこ栽培管理の実施に係るほだ木等の放射性物質検査結果について(通知)

県産林産物生産の振興、安全・安心の確保につきましては、日ごろ格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ほだ木等の放射性物質検査により、林産物（原木・ほだ木）について検査を行った結果は下記のとおりです。

## 記

1 検体番号※

2 検体名

3 検体採取地（原木は産地） 市(町村)

4 検査結果 放射性セシウム（セシウム 134 とセシウム 137 の合計値） Bq/kg  
(検出下限値 セシウム 134 Bq/kg セシウム 137 Bq/kg)

5 県委託測定機関

6 特記事項※ 国で定める使用基準値(50Bq/kg)を超える結果が得られたので、安全のため同一ロットのほだ木等の使用を自粛し、廃棄または使用基準値以下に洗浄するよう願います。（処分場の受入等の理由で処分が困難な場合は敷地内で一時保管してください。）

なお、洗浄により同一ロットのほだ木等を使用する場合は、「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」に基づき洗浄を行い、その後再度測定を行い、使用基準値以下になることを確認する必要があります。

## \* 記載上の注意

- ・ 検体番号は、年度，栽培管理（S），事務所番号（大河原「1」、仙台「2」、北部(大崎)「3」、北部栗原「4」、東部(石巻)「5」、東部登米「6」、気仙沼「7」、管内生産者通し番号（3桁），生産者別検体通し番号（3桁）の順に記入（例：25S1001-001）
- ・ 検査結果はセシウム 134 とセシウム 137 の合計値を記載すること
- ・ 特記事項は検査結果で基準値を越えた場合に記載すること